

5 患者搬送

※ポイント※

患者搬送においては、感染源からの暴露に関する搬送従事者の安全確保と、搬送患者の人権尊重や精神的不安の解消の両面に立った感染対策を行うことが重要である。

基本的には、患者自身に対する隔離対策は最小限にし、搬送従事者が、標準予防策・接触予防策・飛沫予防策・空気予防策のすべてを確実に実施する。

なお、保健所は、平時から患者搬送班(1班4~6名)を編成しておく。

(1) 要観察例

要観察例は、法的には入院勧告等の規制の対象とはならないが、原則として、第2種感染症指定医療機関(陰圧個室)への任意入院を勧奨する。

受診にあたり、本人又は家族等に対しては、まん延防止のため公共交通機関は利用せず、原則、本人又は家族等の責任により自家用車を利用する等感染防止上安全な交通手段を確保するよう指導する。

なお、感染防止上安全な交通手段を確保することができないと判断される場合は、任意対応として保健所が当該要観察例について、第2種感染症指定医療機関への搬送を行う。

但し、人命救助の観点から救急搬送が必要と考えられる場合は、保健所は、関係消防本部に状況を説明して救急車両による搬送を依頼し協力を求めるとともに、薬事衛生課あてその旨連絡する。

(2) 疑似症患者及び患者(確定例)

疑似症患者及び患者(確定例)の搬送が必要な場合は、感染症法の規定に基づき保健所が第2種感染症指定医療機関へ搬送する。

但し、人命救助の観点から救急搬送が必要と考えられる場合は、保健所は、関係消防本部に状況を説明して救急車両による搬送を依頼し協力を求めるとともに、薬事衛生課あてその旨連絡する。

(3) 患者搬送の手順

1) 保健所は、県民等からの連絡を受けて、第2種感染症指定医療機関へ患者搬送が必要であるか否かを判断する。

2) 保健所は、患者搬送が必要と判断した場合は、直ちに搬送先の第2種感染症指定医療機関と日時等を調整するとともに、薬事衛生課へその旨連絡する。

3) 薬事衛生課は、搬送車の運転業務について、委託業者へ連絡し、運行に係る調整を行い、その内容を保健所へ知らせる。

4) 保健所は、感染予防用資材を準備し、患者搬送車(運転手)が到着しだい、患者の居場所へ向かう。

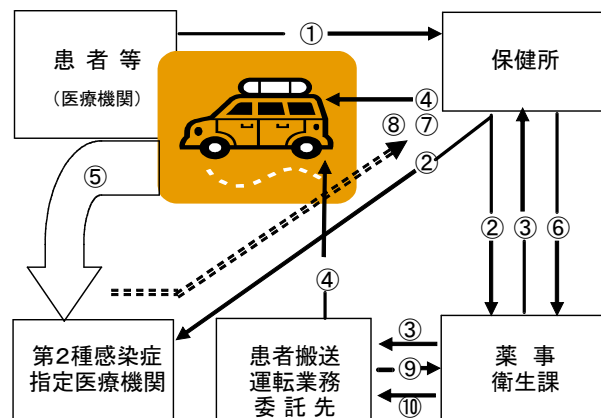
5) 保健所は、患者を搬送車に収容後、職員も同乗し第2種感染症指定医療機関へ向かうとともに、搬送先の第2種感染症指定医療機関及び薬事衛生へ到着予定時刻を連絡する。

6) 患者搬送終了後、保健所は、薬事衛生課へその旨報告する。

7) 患者搬送車を保健所まで回送し、運転手、同乗者、使用した器材、車両内部等必要な消毒を行い、清潔を確保する。

8) 患者移送車を所定の保管場所へ戻し業務を終了する。

患者搬送



- 9) 運転業務について、委託業者は7日以内に薬事衛生課あて委託業務完了報告を行う。
- 10) 薬事衛生課は、14日以内に委託業務完了を確認し、30日以内に委託料を支払う。
 - ◆→患者搬送における感染予防対策等については、専門家会議版「IV 医療施設等における感染対策ガイドライン」(4 患者搬送における感染対策)を参照。

(4) 救急通報に伴う患者搬送

救急通報に伴う患者の搬送については、搬送時にはインフルエンザ(H5N1)感染の疑いを確認することができないことから、消防本部が搬送を行わざるを得ないが、インフルエンザ様の症状がある患者に対してはマスクの着用を求めるとともに、搬送途中においてインフルエンザ(H5N1)感染の疑いがあると認識できた場合は、患者に対して第2種感染症指定医療機関での受診を勧奨し、原則、本人の同意を得て第2種感染症指定医療機関への搬送を行う。

なお、症状が重篤で、第2種感染症指定医療機関までの搬送が困難な場合には、事前に搬送先となる医療機関に連絡し、受け入れ態勢を確認したうえで搬送する。

保健所は、医療機関から届出のあったインフルエンザ(H5N1)疑似症例及び患者(確定例)等について、消防本部での搬送があったことを確認した場合には、搬送に携わった職員に対し搬送時の感染防止装備の着用状況及び搬送患者の医療機関での診断結果等に応じて、適切な健康管理と保健指導を行う。

(5) 患者搬送職員の健康管理・保健指導

保健所は、要観察例、疑似症患者又は患者(確定例)の搬送に携わった職員については、搬送時の感染防止装備の着用状況及び搬送患者の医療機関での診断の結果に応じて、次のとおり健康管理、保健指導を行う。

1) 搬送患者が医療機関での診断の結果：インフルエンザ(H5N1)の感染が否定された場合
特別な健康管理、健康指導は必要ない。

2) 搬送患者が医療機関での診断の結果：「疑似症患者」又は「患者(確定例)」と診断された場合
ア 搬送時に感染防止装備を着用していなかった場合
(搬送途中に着用した場合や、不十分な着用の場合も含む。)

搬送後10日間(搬送日を0日として10日目終了するまで)は、接触者として健康観察(1日2回の検温)を行う。この間に発熱等の症状が認められた場合には、直ちに保健所に連絡する。要観察例の定義を満たす場合は、第2種感染症指定医療機関を受診して検体を採取し、インフルエンザ(H5N1)に係る検査を実施するとともに、治療を行う。

●→P16 6積極的疫学調査(3)の②のイ「接触者に対する質問又は調査」を参照

イ 搬送時に感染防止装備をしていた場合

念のため、搬送後10日間は体調管理に努め、もし、この間に発熱等異常があれば、直ちに保健所に連絡し指示に従うよう指導する。